

公 告

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第６条第１項の規定により大規模小売店舗に係る届出事項の変更の届出があったので、同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第８条第２項の規定により、東広島市の区域内に居住する者、東広島市において事業活動を行う者、東広島市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の東広島市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から４月以内に、東広島市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができる。

平成２７年３月２４日

東広島市長 藏 田 義 雄

１ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（１）名称

エブリイ西条御藺宇店

（２）所在地

東広島市西条町御藺宇字滝原２８１８番１外

２ 変更に係る事項

（１）大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
（仮称）エブリイ御藺宇店	エブリイ西条御藺宇店

（２）大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
株式会社エブリイ	代表取締役 岡 崎 雅 廣	福山市南蔵王町二丁目１０番２２号

（変更後）

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
昭和リース株式会社	代表取締役 土 屋 明 正	東京都文京区後楽一丁目４番１４号

３ 変更年月日及び変更の理由

変更に係る事項	変更年月日	変更の理由
大規模小売店舗の名称	平成２７年３月２５日	名称を正式に定めたため。
大規模小売店舗を設置す	平成２７年２月２日	当該大規模小売店舗を設置する

る者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	者の変更があったため。
-------------------------------	-------------

4 届出年月日

平成 27 年 3 月 10 日

5 縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成 27 年 3 月 24 日（火）から同年 7 月 24 日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）とし、縦覧時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

(2) 縦覧場所

東広島市産業部商業観光課

東広島市西条栄町 8 番 29 号

6 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成 27 年 7 月 24 日（金）

(2) 提出先

東広島市産業部商業観光課